## 議案第65号

## 琴浦町手数料条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町手数料条例の一部を改正することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、 本議会の議決を求める。

令和2年6月9日 提出

琴浦町長小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

## 令和2年琴浦町条例第 号

## 琴浦町手数料条例の一部を改正する条例

琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線 及び太枠で示すように改正する。

| 改正後                                    |                 | 改正前  |
|--|-----------------|--|
| 別表(第2条関係) (その1)                        |                 | 別表(第2条関係) (その1)  |
| 手数料を徴収する事項                             | 金額              | 手数料を徴収する事項 金額  |
| 略                                      |                 | 略  |
| 広域交付住民票の写し                             | 1通につき<br>300円   | 広域交付住民票の写し 1 通につき<br>300 円   |
|  |                 | 行政手続における特定<br>の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関す<br>る法律(平成25年法律<br>第27号)の規定に基づ<br>く通知カード再交付<br>(ただし、通知カードの<br>追記欄の余白がなくな<br>ったときその他の再交<br>付がやむを得ないもの<br>として町長が認める場<br>合を除く。) |
| 行政手続における特定<br>の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関す | 1 枚につき<br>800 円 | 行政手続における特定 1 枚につき の個人を識別するため 800 円 の番号の利用等に関す  |

る法律(平成25年法律 る法律の規定に基づく 第27号)の規定に基づ 個人番号カード再交付 (ただし、個人番号カー く個人番号カード再交 付(ただし、個人番号カ ドの追記欄の余白がな ードの追記欄の余白が くなったときその他の なくなったときその他 再交付がやむを得ない の再交付がやむを得な ものとして町長が認め いものとして町長が認 る場合を除く。) める場合を除く。) 略 略 略 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。